

後志地区 / 中空知・南空知地区

関係機関連絡会議を開催しました。

後志地区と中空知・南空知地区にお邪魔しました。



法テラス業務開始の平成18年から札幌市内で開催しておりましたが、今年度は札幌市以外の地域の関係機関・団体の皆様に、法テラスがどのような組織なのか、法テラスが実施している情報提供業務や、民事法律扶助業務とはどのような制度なのかを知っていただくことを目的として、後志管内倶知安町と空知管内滝川市でのアウトリーチ開催を行いました。初めてのアウトリーチ開催ということで、法テラスの概要や活用方法を中心にお話をさせていただきました。



2016.11.22 後志地区の様子

また、個別事例の検討では、事前アンケートでの具体的な質問や意見に対して、法テラス・札幌弁護士会・札幌司法書士会の活動内容等に照らし合わせ回答をさせていただき、関係機関との連携強化に繋がる有意義な会議となりました。両日とも、雪で足元の悪いなか、たくさんの関係機関の皆様にお集まりいただき、誠にありがとうございました。



2017.2.1 中空知・南空知地区の様子

ここで、まだアウトリーチ開催できていない地域の皆様へ、法テラスの**情報提供業務**、**民事法律扶助制度**の活用方法について簡単にご案内いたします。

まずはここから！**情報提供**

はい、法テラス札幌です。



● 法テラス札幌 情報提供業務
平日 9時 ~ 16時 (12時~13時はお昼休み)

窓口対応専門職員(※1)がお客様のお話をお聴きし、各種法制度情報や相談窓口を無料でご案内します。

STEP 1 まずは、お電話ください。(匿名でもご利用可能です。)

0503383-5555 (IP電話)

STEP 2 お話をお聴きし、論点整理のお手伝いをします。

STEP 3 各種法制度情報や相談窓口情報を提供します。

※1 窓口対応専門職員は弁護士や司法書士ではありません。

関係機関・団体からの
ご相談もお受けしています。

法制度の知識を得たい、お客様がこんな事に困っている等ありましたら、お気軽にお電話ください。



民事法律扶助制度

経済的余裕がない方を対象に、**無料で法律相談**を行い、必要な場合、**弁護士・司法書士の費用を立て替えます**。

無料法律相談

民事事件の相談かつ収入要件に該当している方へ、法テラスと契約をしている弁護士・司法書士との無料法律相談(面談)を案内します。
相談内容に詳しい弁護士・司法書士を選んで案内することはできませんが、同じ相談内容で3回まで無料法律相談を受けることができます。

- STEP 1** まずは、お電話ください。(※1) **0503383-5556** (民事法律扶助制度 担当者直通)
- STEP 2** 収入要件(※2)の確認が必要なため、①同居家族の人数、②月収手取り額、③預貯金等を確認します。
- STEP 3** 法テラスと契約をしている弁護士や司法書士を名簿の順番で案内します。
- STEP 4** お客様より、弁護士・司法書士事務所へ連絡をしていただき、相談日の予約を取ります。
- STEP 5** 予約日に弁護士・司法書士事務所^で無料法律相談(相談時間30分程度)を実施します。

※1 ご本人、またはご本人同席のうえ代理の方からお電話ください。代理の方だけでは、ご案内できない場合があります。

※2 収入要件については、同封のリーフレットまたは法テラスHPをご覧ください。

弁護士・司法書士費用の立て替え

1 申込

お申込は、必ず弁護士・司法書士からの申込となります。

利用希望の方は、相談された弁護士・司法書士へ法テラスの制度を利用したいとお伝えください。

2 審査①(援助開始決定)

法テラスへ申込がなされると、専門家複数名により審査をします。

収入要件に該当しているか、勝訴の見込みや扶助制度の趣旨に沿うか否かの判断をします。

援助開始決定となると、法テラスの基準に基づき弁護士費用・司法書士費用(着手金・実費等)を法テラスで立て替え、弁護士・司法書士へ支払います。

お客様からは原則として毎月5,000円～10,000円ずつ分割で償還(返済)していただきます(無利息)。

◆生活保護を受給中の方には、分割のお支払を猶予する制度があります。

3 審査②(報酬金決定)

弁護士・司法書士へ依頼した手続きが終了すると、事件の結果に応じて報酬金額や毎月の償還額(返済額)、お支払方法を判断する審査をします。

事件の結果、相手方から入金がある場合は、立替金、報酬金等を一括でお支払いしていただくことが原則となります。

◆生活保護を受給中の方には、お支払を免除する制度があります。ただし、相手方から入金がある場合には、お支払いいただく必要がありますので、免除する制度を利用できない場合があります。

■ 詳しくは、法テラスまでお問い合わせ願います。





札幌地方事務所 NEWS

犯罪被害者週間
街頭キャンペーン



11月25日(金)

犯罪被害者週間街頭キャンペーンに参加し、法テラスのポケットティッシュをお配りしました。当日は北海道警察のマスコット「ほくとくん」と一緒にたくさんの方にPRできました。



法テラス犯罪被害者支援

犯罪の被害にあい、つらく苦しい思いをされていませんか。そんなときは、法テラスにお問い合わせください。

犯罪被害者支援ダイヤル

なくさないよ
0570-079714 平日 9:00~21:00 土曜日 9:00~17:00
IP電話からは03-6745-5601 利用料:0円 通話料:全国一律3分8.5円



弁護士会主催
民事法律扶助研修

11月30日(水)

札幌弁護士会主催により、法テラス契約弁護士、法律事務所職員を対象とした民事法律扶助研修会が開催され、当事務所道尻副所長、中原副所長、事務局2名が講師として出席いたしました。



約200名の方に参加いただき、事務取扱の変更点や事前にいただいた質問の回答をお話させていただきました。



司法書士会主催
民事法律扶助研修

12月1日(木)

法テラス契約司法書士を対象に、民事法律扶助研修が行われ、当事務所道尻副所長と事務局が講師として出席いたしました。研修では制度や新しい書式等について、お話させていただきました。



京極町社会福祉協議会
市民後見人フォローアップ研修会

1月17日(火)

京極町社会福祉協議会「市民後見人フォローアップ研修会」の講師として、当事務所事務局が参加し、法テラスの業務や後見制度の事例紹介についてお話させていただきました。



法テラス札幌副所長通信

法テラス札幌副所長より、法律の事や最近気になった事等、様々な情報を発信いたします。



スマートフォンは好きですか？



皆さん、スマートフォンは好きですか？

私は、嫌いになってしまっていて、4年程前にガラケーに戻しました。なぜ、嫌いになってしまったかという、毎日のように「アプリを更新しました。」と通知がきたり、充電しなければならなかったりするからです。「俺は、スマホの充電のために生きているんじゃない！」と思い、ガラケーにしました。

しかし、スマートフォンは否応なく私に付きまといまいます。

仕事の関係上、依頼者から証拠を求めます。

最近よく掲示されるのは、スマートフォンに残されている各種データ、GPSデータ、動画等。10年前だと探偵に依頼しないと得ることができないような情報が、一般私人でも取得、保存できるようになってきています。

昭和の時代には、こんなベタなやりとりがありました。

お前、○○○って言ったよな？



言ってるねーよ！俺が、何月何日の何時何分何秒にそんなこと言ったんだ。証拠だせ！

現在は、このようなやり取りの後で、スマートフォンが出てくる、そんな時代になってきました。

一般私人でもそうですから、刑事事件においては、もっと大変なことになっています。

捜査機関が被疑者の動向調査のために、スマートフォンを解析し、証拠として提出されることがあります。場合によりますが、その情報量が膨大で絶句することもしばしばです。

的確な証拠に基づいて裁判が行われるということは、それ自体望ましいことです。他方で、普段の生活がいちいち証拠化されかねないというのは、望ましいことだとは思いません。

今、私が書いてきたことは、情報の蓄積という側面についてでした。少し話が飛ぶかもしれませんが。

昨今、AI、即ち人工知能に関する報道がなされています。医療の分野では、人工知能による診断技術が進んで来ており、遅かれ早かれ一部の診療科では実現することになるでしょう。

例えば、CTやMRI等の画像診断においては、人間より正確に読影できるようになるでしょう。そうなった場合、人工知能に何いを立てなければ、問題が生じた場合に敗訴しかねないので、お医者さんは、自ら判断することをやめてしまうということも考えられます。アメリカでは、司法の分野においても、人工知能を活用する試みが始まっています。この先、どうなって行くのでしょうか。

司法における判断は、ときに無慈悲であることがあります。しかし、将来を見据えた場合、人が私人間の争いに決着をつける、あるいは、人が人を裁くというのは、機械に判断を委ねるよりずっとましであり、愛おしく感じなければならないことではないか、近頃そのように思います。

YouTube法務省チャンネルに動画が公開されました！

法務省チャンネル



カチッ

2016年10月に札幌で開催しました、法テラス設立10周年記念シンポジウム「法テラス劇場」の様子がYouTube法務省チャンネルで公開されました。皆様、ぜひご覧ください。



- ①「ネットが大炎上」～スマホ・SNS篇～ <https://youtu.be/EDOGDm050u4>
- ②「意外と知らない交通ルール」～自転車篇～ <https://youtu.be/CqdiXgs7GIA>
- ③「ウチの親にかぎって」～成年後見・ゴミ屋敷篇～ <https://youtu.be/acBTBodXKEc>

スマートフォンが人工知能を備え付け、万能の知を持つことに抵抗するため、私はスマートフォンを持たないことにいたします。

でも、タブレットは持っている私って、いったい何なんだろうか。

(N . T)



業務時間 月曜日～金曜日(平日) 9:00～17:00
(情報提供業務は16:00迄)

Tel 0503383-5555 (代表・情報提供課)
0503383-5556 (民事法律扶助課 直通)

〒060-0061
札幌市中央区南1条西11丁目
コンチネンタルビル8階

